

議案第 79 号

令和元年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、「平成 31 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算」の名称を「令和元年度琴浦町船上山発電所管理特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,554 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,043 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小 棟 正 和

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		5,253	△1,554	3,699
	1. 繰越金	5,253	△1,554	3,699
歳入	合計	25,597	△1,554	24,043

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 電気事業費用		20,962	△1,554	19,408
	1. 営業費用	20,962	△1,554	19,408
歳 出	合 計	25,597	△1,554	24,043

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総 括

(歳 入)

船 上 山 (単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金	5,253	△1,554	3,699
歳 入 合 計	25,597	△1,554	24,043

(歳 出)

船 上 山 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1. 電気事業費用	20,962	△1,554	19,408			△1,554		
歳 出 合 計	25,597	△1,554	24,043			△1,554		

2. 歳 入

(款) 2. 繰越金 (項) 1. 繰越金

船 上 山 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	5,253	△1,554	3,699	1. 前年度繰越金	△1,554	前年度繰越金 △1,554
計	5,253	△1,554	3,699			

3. 歳 出

(款) 1. 電気事業費用 (項) 1. 営業費用

船 上 山 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明		
				特 定 財 源				区分	金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1. 水力発電費	20,962	△1,554	19,408			△1,554		28. 繰出金	△1,554	一般会計繰出金 (小水力発電委託・補助) △1,554		
計	20,962	△1,554	19,408			△1,554						